

徳島福祉レクリエーション連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、「徳島福祉レクリエーション連絡会」と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は徳島県内に置く。

(目的)

第3条 この会は、レクリエーションを中心とした学習・情報交換を行い、内外のネットワークづくりを図り、あわせて福祉・医療の向上に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種研修・講習会
2. 情報交換のためのネットワークづくり。
3. 各種事業の企画・実施及び参加
4. その他。目的達成のために必要な事

(構成)

- 第5条 1. この会は、次の者をもって構成する。
- (1)福祉・医療関係者及び福祉に興味のある者。
 - (2)必要に応じて顧問を置く事ができる。
2. 前項の者が、この会の名誉または秩序を、損なうまたは損なう恐れのある場合は、役員会に諮り除名する事ができる。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 |
| 4. 書記 | 2名 |
| 5. 事務局 | 1名 |
| 6. 会計監査 | 1名 |

(役員機能)

第7条 役員機能は次の通りとする。

1. 会長は、会務を総括しこの会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは代行する。
3. 会計は、経理事務に従事する。
4. 書記は、事務(経理を除く)に従事する。
5. 事務局は、本会の所在地としての役割を行う。
6. 会計監査は、会計を監査する。

(役員選任及び任期)

第8条 1. この会の役員は、総会で選任する。

2. 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(会議及び決議)

第9条 1. この会には、次の会議を置く。

- (1) 役員会 必要に応じて会長が招集する。
 - (2) 臨時総会 会員の3分の1以上の要請があるときは、会長が招集する。
 - (3) 総会 年に1度開催し、事業・予算・規約の改廃等の各種決議を行う。会員過半数の参加により成立する。
2. 各種決議は参加者の過半数の同意によって成立する。ただし同数の場合は、会長がこれを決する。

(経理)

第10条 1. この会の会費は、1人年間1,500円とする。ただし、不足を生じた場合は、臨時徴収で補う事ができる。

2. この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

(付則)

1. この会則は、平成6年(1994年)4月1日より施行する。
2. この会則は、平成15年(2002年)4月1日に改定。